

1 2 月 1 2 日 (第 2 日)

12月12日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	吉野伸康
13番	山本秀男	14番	胡子雅信
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	林久光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
総務部長	仁城靖雄	企画部長	江郷耆行
危機管理監	加川英也	市民生活部長	山井法男
福祉保健部長	山本修司	産業部長	長原和哉
土木建築部長	廣中伸孝	教育次長	小栗賢
企業局長	道丹幸博	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	同意第3号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第4	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	議案第74号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第75号 江田島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第76号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

		正する条例案について
日程第 8	議案第 7 7 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 7 8 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 7 9 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 0 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 8 1 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 8 2 号	江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 8 3 号	江田島市土地開発基金条例を廃止する条例案について
日程第 1 5	議案第 8 4 号	江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 1 6	議案第 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 7	議案第 8 6 号	広島県市町総合事務組合規約の変更について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（林 久光君） おはようございます。平成 30 年第 5 回江田島市議会定例会 2 日目でございます。

本日の予定でございますが、一般質問に続きまして議案審議ということになっております。きょうも一日よろしく願いいたします。

ただいまから、平成 30 年第 5 回江田島市議会定例会 2 日目を開きます。

ただいまの出席議員数は 18 名であります。

なお、御堂岡教育長及びその職務代理者であります三島教育長職務代理者から体調不良により会議を欠席する旨、届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（林 久光君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

7 番 酒永光志議員。

○7 番（酒永光志君） 皆さんおはようございます。7 番議員、政友会の酒永光志でございます。傍聴席の皆様には、朝早くから傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

通告に従い、2 項目の一般質問をいたします。

1 項目目の質問は、予算編成方針についてでございます。

10 月 19 日付で総務部長名で示された平成 31 年度予算編成方針について、次の 4 点を伺います。

1 点目の質問は、江田島市予算規則の第 5 条において、「総務部長は市長の指示により予算の編成方針を定め、各部長に通知しなければならない。」とされていますが、平成 31 年度の予算編成方針を定めるに当たり、市長はどのような指示をされたのか、伺います。

2 点目の質問は、予算編成方針には、決算審査特別委員会や予算審査特別委員会、監査委員から指摘のあった事項については、的確に予算へ反映させることと書いてあります。予算審査や決算審査特別委員会、監査委員からの個別意見について、どのように予算編成に反映させるのか、伺います。

3 点目の質問は、予算編成方針に 3 計画、第 2 次総合計画基本計画、第 2 次財政計画、第 3 次行財政改革大綱、この 3 計画一体となった取り組みを着実に推進するとありますが、具体の取り組みについて伺います。

4 点目の質問は、平成 29 年 6 月に見直しを行った第 2 次江田島市財政計画、平成 27 年度から 31 年度の計画でございますが、その計画の最終年となりますが、本年 7 月豪雨災害の復旧費を踏まえた計画に早急に見直すべきと思います。再度の見直しを含め

た今後の計画を伺います。

2項目めの質問は、安全・安心対策についてでございます。

市民生活の基盤となる江田島市の安全・安心対策について、次の3点を伺います。

1点目の質問は、市内の県道・市道で各種の工事や経年劣化等で舗装路面が傷み、段差や舗装面の剥離等を生じ、通行に支障を来している箇所について市の対策を伺います。

2点目の質問は、横断歩道や一旦停止等の区画線が消えかかっている道路が各地で見受けられますが、定期的チェックと安全対策について伺います。

3点目の質問は、外灯、港湾外灯、カーブミラー等の安全施設の保全・修理に係る取り組みについて、その迅速強化について伺います。

以上、2項目、7点について答弁をお願いいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆さん、おはようございます。また、昨日に引き続き傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、酒永議員から2項目、7点の御質問をいただきました。項目ごとに順にお答えをさせていただきます。また、質問が多岐にわたります。答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

初めに、1項目めの予算編成方針についてでございます。

まず、1点目の予算編成方針を定めるに当たり、市長はどのような指示をしたのかのお尋ねでございます。

新年度でございます平成31年度の予算につきましては、私の現在の任期の折り返しとなる予算でございます。私は、これまでの2年間、3つの重点テーマによるチャレンジなど、人口減少の抑制に向け、全力で取り組んでまいりました。また、ことしの7月には、100年に一度ともいわれる豪雨災害に見舞われたところでございます。

そうした中で、私は、平成31年度の予算編成方針の策定に当たりまして、大きくは2つの方針を指示いたしました。

1つ目は、まずもって、災害復旧に全力を尽くすことでございます。

7月豪雨災害の復旧は始まったばかりで、多大な費用と期間を必要としております。しかしながら、市民の皆様へ安全・安心を実感していただくためにも、一日でも早い復旧に向けて、最優先で取り組む必要があるからでございます。

2つ目は、職員の意識改革でございます。

本市の厳しい財政状況の中で、早期の災害復旧に対応しながらも、人口減少課題に全部局、全職員が自分のこととして当たる必要がございます。そのため、今年度初めて新年度予算要求前に、新規事業等の成熟度を高めるための新規・重点事業ヒアリングを実施いたしました。例年は、予算ヒアリングの中で協議をしていたものを、早目に別途行うことで、職員それぞれが課題に向き合い、みずから考えて実行することを目指すものでございます。

次に、2点目の予算審査及び決算審査特別委員会における個別意見・要望事項について予算編成への反映は、とのお尋ねでございます。

予算審査及び決算審査特別委員会における個別意見及び要望事項につきましては、各委員会終了後、質疑内容を整理いたしまして、職員間での課題の共通認識、情報の共有を図るため、全職員に周知をしております。また、過去の個別意見につきましても、いつでも参照できるようにしております。

そして、予算編成方針におきましては、予算審査及び決算審査特別委員会でいただきました指摘事項につきまして、的確に予算へ反映させることとしております。また、予算ヒアリング時におきましても、個別意見への対応状況につきまして、聞き取りを行っているところでございます。

次に、3点目の編成方針にある3計画一体となった取り組みとは、とのお尋ねでございます。

事業を無制限に実施したり、非効率な行政を続けていけば、財政状況は悪化をしております。逆に財政の健全化のため、事業の執行を抑制したならば、人口減少課題に対応できなくなり、まちの活性化もなくなってまいります。

本市には、10年後の目指す姿に向け、まちづくりの基本計画となります第2次総合計画、健全な財政運営のため財政健全化を目指します第2次財政計画、そして、効率的で実効性のある行財政運営に取り組みます第3次行財政改革大綱の3計画がございます。この3計画がそれぞれ連携をして、江田島市を動かしていくエンジンの歯車となるもので、どの計画が欠けても、市の運営はうまく回ることはできません。そうした3計画のバランスの中で、めり張りをつけながら予算編成を行う必要があると考えております。

次に、4点目の第2次財政計画の再度の見直しについてでございます。

第2次財政計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までとなっており、平成29年、昨年6月に見直しを実施いたしました。また、今年度におきましても、収支見通しの見直しを実施する予定でございました。しかしながら、7月豪雨災害の発生によりまして、見直し作業におくれが生じ、さらには災害分を含めた見直しが必要となってまいりました。現在も災害査定中の案件があることから、新年度、平成31年度予算の整理とあわせまして、災害復旧費も反映させた見直しを実施してまいります。

第2次財政計画は、平成31年度が計画の最終年度となり、今後、平成32年度からの第3次財政計画の策定を行う必要がございます。また、ことし平成30年4月には合併特例債の発行期限が平成36年度まで延長されましたことから、合併特例債を活用した事業の調整も含めまして、計画策定をしております。

続きまして、2項目めの安全・安心対策についてでございます。

まず、1点目の舗装路面が傷むなど通行に支障を来しているが、市の対策は、とのお尋ねでございます。

本市が管理をいたします市道延長は、約278キロメートルあり、その多くが高度経済成長期に建設され、老朽化が進展しているところでございます。こうした施設の老朽化に対しましては、異状箇所の早期発見と適切な時期での修繕を繰り返すことで、施設の長寿命化を図っております。このため本年度、平成30年度から維持管理体制の強化を図りまして、施設のパトロールを初め、清掃・草刈りなどを専属で行うインフラ施設等清掃員を9人配置したところでございます。清掃員は、定期的な点検による異状箇所

の発見と異状箇所のうち、小さな穴や段差などにつきましては、その場での応急処置を行っております。また、規模が大きく容易に修繕が困難なものにつきましては、建設業者の方に依頼をすることで、早期対応に努めております。

このほか、職員によります現地調査での確認や、市民の皆様から通報をいただいた場合におきましても、順次、対応をしているところでございます。

今後も、限られた人員や予算を最大限に生かして、御要望に応えられるよう、創意工夫も行いながら、施設の長寿命化に努めてまいります。

次に、2点目の横断歩道などの区画線への定期的チェックと安全対策についてでございます。

議員御指摘の横断歩道や一旦停止線などにつきましては、道路交通法による交通規制でございまして、広島県公安委員会が管理をしております。なお、道路の保全等を目的として設置をしております白色の外側線などの区画線につきましては、それぞれの道路管理者が管理をしております。

本市におきましては、インフラ施設等清掃員の定期的なパトロールに加え、本市職員の現地調査、市民通報などを通じて情報処理をし、国道や県道の区画線が消失していた場合につきましては、県のほうへ連絡し、適切な対応をお願いしております。

また、本市では区画線も含めた通学路の安全確保に向けまして、毎年、教育委員会や学校、警察や道路管理者などによりまして、共同で江田島市通学路安全点検プログラムを策定しております。これに基づきまして、学校近くの利用者が多い箇所などを優先して、区画線の再設置、引き直しの安全対策を実施しております。

最後に、3点目の外灯、港湾灯、カーブミラー等の安全施設の保全、修理の取り組みの迅速強化についてでございます。

道路などに設置をいたしました照明や港湾灯、カーブミラーなどの交通安全施設につきましては、交通事故を防止し、安全で円滑な交通を確保するため、極めて重要な施設であると認識しております。

現在、市内に設置をしております国道や県道の外灯は322本で、港湾漁港の外灯では655本、また、カーブミラーにつきましては1,270カ所ございます。これらにつきましては、それぞれ管理する部署におきまして、職員みずからによる定期的なパトロールや、市民通報に基づきました現地確認等を実施しております。その際に、ふぐあいや腐食などの異状が発見された場合には、建設業者の方へ依頼をし、必要な修繕を行っているところでございます。

さらに、本市では、市内郵便局や呉郵便局、また広島県タクシー協会江能支部と道路の異状箇所に関する情報提供を行っていただける協定を締結いたしまして、監視体制の強化にも努めているところでございます。今後とも関係機関と密接に連携をし、迅速な対応が図れるよう積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） それでは、再質問をいたします。

1項目めの予算編成方針についてでございます。

その1点目については、災害復旧に全力を尽くすこと、職員の意識改革と大きく2つの方針を指示されたとのことでございます。ここ数年は、災害復旧に全力を傾注していくことになると思います。毎年のルーチン業務と、新規継続事業のある中、職員の皆様も大変だと思いますけれども、体調に十分留意をされ、この苦境を乗り切っていただきたいと思います。

職員の意識改革については、江田島市民の中で江田島市民のための仕事をしているとの誇りと意識を自覚できる、市民に頼られる、必要とされる人材づくりに努めていただきたいと思います。

2点目に移ります。予算審査及び決算審査特別委員会での指摘事項、個別意見については、的確に予算へ反映させることを予算編成方針に記載したとのことでございます。そこで、各常任分科会での個別意見のうち、予算関係の意見について伺います。

総務常任分科会では、河川等の監視強化、監視カメラの増設、岩国基地の騒音対策としての騒音測定地点の増設、消防団の災害対応能力の強化のための装備の充実についての意見に対する対応については、どのように対応されておりますでしょうか、伺います。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） まず最初にいただきました監視カメラの増設なんですが、このたび木下川とか長谷川、高下川等氾濫しております。その状況がわかるように監視カメラの増設の予算につきまして要望をしております。

○議長（林 久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 消防団の7月豪雨災害に対する対応でございます。

管内の被災状況を精査し、孤立した地域、孤立する可能性のある地域においても管轄する消防団による活動が維持継続できるよう必要資機材を新年度予算でお願いしているところでございます。具体的には、救命ボート3機、排水ポンプ4基でございます。現在、ゴムボート、救助ボートなんですけれども、現在は北分団、大古分団、高田分団、三高分団の浜、そして柿浦分団に配備していますけれども、今回の災害を精査し、来年度には切串北分団と中町分団、そして大古分団への増強を予定しています。それに伴いまして、今回、本当に腰・肩までつかるように冠水しました。それで、消防団用に胴長靴、胸あたりまでゴム長靴でしょうか、胸あたりまで水に入ってもぬれない、そういった胴長靴の購入も予定させてもらっています。

もう1個、ガソリンエンジン搭載自給式ポンプ、いわゆるこれは水中ポンプになります。それを現在は、消防団用として2基整備しています。配置場所につきましては、江田島消防署と能美出張所で管理はしています。災害があるごとに分団のほうに貸し出しているという状況です。それを、来年度は北分団、これ切串にあります。そして中町分団、三高分団浜、大古分団に配備するよう来年度の予算に計上お願いしています。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 岩国基地の騒音対策としての防音設置地点の増設という御質問でございます。

米軍機による騒音被害はもとより先日の航空機接触事故など、市民に不安を与える事

案が増加していることは認識しております。

現在、騒音測定機は沖美町沖美地区と大柿町の市役所本庁の2カ所に設置しております。米軍機による騒音被害の実態把握は国の責任で行うべきと考えております。先般、中国四国防衛局に問い合わせましたところ、増設が必要な理由があれば騒音測定機の増設について協議に応じるとのことでした。したがって、当面は市民の皆様の御協力をいただいて騒音に関する苦情や米軍機の日撃情報などの事例件数を集め、設置の必要性や設置場所について説得力のある材料を調べた上で中国四国防衛局に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） それぞれ予算要望をさせていただいたと思います。この件については、文教厚生、産業建設のあと一括してまた質問させてもらうわけですが、次に、文教厚生分科会において検診事業の受診率向上対策のための予算化に対する対応についてはどうでしょうか。伺います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 市長の重要施策の3つのうちの1つ、健康寿命の延伸は福祉保健部が挙げて取り組むべき課題というふうに認識しております。その中で、集団検診でありますとか、がん検診、この受診率向上対策のために来年度予算でお願いしておりますのは、今までは集団検診、がん検診はパンフレットをお配りして、そのパンフレットをお読みいただいた上で受け付け、申し込み用紙を記入いただいて、市役所に提出していただく、こういう方法で受け付けをしておりましたが、これに加えまして来年度からはインターネットでありますとか電話を活用しての申し込み受け付けも行いたいと、このように考えておまして、この予算計上をさせていただいておりますのが1点と、もう一つはこれまでは受診勧奨につきましては、申し込みが終わった後、はがきで申し込みをいただけない方について個人のお宅へそのはがきを郵送するという方法で勧奨しておりましたが、これに加えまして受け付け期間中にまだ申し込んでいただけない方について、今、申し込み受け付けをしておりますが、申し込みしていただいておりますでしょうかということを電話で受診勧奨を行うという、この方法を新たに加えていきたいというふうに考えております。

もう一つは、今年度から健康なまちづくり事業ということで、モデル地区において市民の皆さんの健康に対する関心を高めていただくための取り組みをさせていただいておりますが、さらにこれを来年度は拡充してもう少しこの取り組みを強化したいということで予算を要望させていただいております。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 次に、産業建設分科会において、法定外水路の維持管理対策として、特に住民負担の廃止についての意見に対する対応についてはどのように考えておられますでしょうか。お伺いします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 法定外公共物の水路につきましては、平成25年度に補助率を改正いたしまして、10分の9まで上げているところでございます。これをもう10分の1上げると10割ということになるんですけども、この水路につきましては、受益者負担の関係でありますとか、そういったこともございます。さらにこれを現行のとおりやることによるスピード感ある整備が図られるとか、あと、そういったこれを市がみずからやるということになりますと、全体の事業の中で考えていく必要がございますので、迅速なそういった整備がなかなかできない、こういった課題もあろうかと考えております。そういったことで次年度につきましては、引き続き現行どおりということと考えております。

○議長（林久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） それでは、ただいまの答弁でちょっと聞かせていただきますけれども、まず岩国基地の騒音測定地点の増設についてでございます。先般、私がこの場で一般質問をさせていただきました。その時点では、1基当たりそこその予算で増設が可能だということで、市としても増設も考えるということでございました。ただいまの答弁では、国に考えていただくということでございました。それを待つておると、なかなか江田島市としての、例えば国に対する対抗の措置の考え方をする場合に、自分のところのそういう測定に対する記録がないとなかなか難しいものがあると思うんですよ。前回もそういうところから今の増設については前向きに考えるという回答でございましたので、ここはぜひ国に頼るんでなくて、現在でも沖美町に市単独のものが1つありますよね。そこらあたりをやっぱりポイントを的確に捉えて、市単独で私はこれは測定地点の増設をお願いしたい。これは、市民の方もそのような要望が強いものがありますので、そういう一歩下がった考えでなくて、やはり市民の安全・安心のため、先ほど今の部長が話されましたけども、接触事故で2機の墜落があって、乗員が5名ないし6名が亡くなっておるといようなこともあります。それがいつ、どこで起きるかもわかりません。そういうような何もかも含めて、やはり市としての取り組み強化というのを考えていただきたいと思います。答弁は難しいと思いますけれども、引き続いてこれについては検討をお願いいたします。

それと、法定外水路の維持管理対策についてでございます。

今の部長の答弁では、やはり引き続いて来年も現状のままで10分の9補助でやっていくということでございました。我々が市民の方から相談を受ける、また現場に行ってみるいうところの中で、この法定外水路にかかわらず、里道、一番困つとる近所の方が大体負担するわけですよ。3人がいるということで、ただ、その方にとってみたら、その里道は他に住んでおられる方が利用されておるんですよ。その中で、何で自分の近くでそういうような例えば災害が起きたときにその近所の者のみが例えば10分の1の負担をせんにゃいけんのかというところが、大変我々も話をする中で難しいところがあるわけですよ。

前、同僚議員が今の法定外水路、水路というのは上流から当然流れてきて下流に行くわけですから公共性が非常に高い、それをその一部地域の方たちの負担を求めるのはどうかということがございました。やはりそこはもう少し柔軟というか、考えていただい

て、この法定外公共物に対する自己負担というのはできるだけ取らないいうところで考えていただきたいと思います。

事業の実施主体が例えば地元でもいいじゃないですか。それは10割補助すりゃいいんですよ。地元でそういうことをやって、地元がそれぞれ業者、近所同士でやるということもあるかも知れません。それで、その10割を補助すればいいわけであって、何もその10分の9云々かんぬんじゃなくてですね、そこからは地元主体で考えてやっていただきたいと、このように思います。

それと、その他の意見として、ソフト面に対する意見についても、みんなそれぞれの分科会から出ておりますので、それについてもしっかりした対応をお願いするところでございます。今、言いましたけれども、すぐに取り組みが難しいものもあると思います。引き続いての検討、これについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目ですが、3計画のバランスの中でメリハリをつけながら予算編成を行うとありました。大枠で考えれば、その方針について否やはありません。私が言いたいの、現計画のままで取り組みでよいのかなということでございます。第2次総合計画基本計画においては、前期の最終年に当たります。第3次行財政改革大綱は最終年になります。第2次財政計画は、その見直し直後に江田島市は大災害に見舞われ、被害額は甚大なものとなりました。各計画の検証と見直し、今後の復旧計画を考慮した上での3計画一体となった取り組みとすべきではないかと思うところでございますが、伺います。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） まず、総合計画の基本計画についてでございます。総合計画の基本計画について、その内容は現状にそぐわないものになっているとは考えておりませんので、現在は見直しについては検討しておりません。

なお、実施計画につきましては、新規事業の追加など、現状に合わせた修正を毎年行ってきたっております。

なお、平成31年度をもって総合計画の中間年が経過いたします。中間年が経過した後は、総合計画の前期5年間の総括といたしまして何らかの形で成果検証を行う必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 今の総合計画のお話がありました。見直しの中で各担当課におきましては、その計画の進捗状況に応じた中での予算要求を行っていると思っております。この3計画、先ほど言いました総合計画、そして財政計画、行財政改革大綱の3計画は一体的な連携を図る必要があることから、計画策定年度を統一をしております。ですので、来年度、平成31年度が全ての計画が一区切りということとなっております。平成32年度からの新たな計画の策定につきましては、当然ながら31年度中にこれまでの計画の検証を踏まえまして、新しい計画の具体的な内容を検討し、策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 私がこの質問させていただいたのは、毎年、予算編成方針を出されます。その中でこういう一文が大体入ってきますね。それは、先ほど大枠での考え方というのは私は否やはないと言いました。ただ、そこらあたりのいわゆる検証とか見直しがなされない中で、平成31年度の予算を考えていくのはどうでしょうかというところで、この質問をさせていただいたわけでございます。今、総務部長、企画部長、それぞれ答弁がございました。しっかりとそこらあたりの検証と、できるだけ早いうちの財政計画を見直し分を示して、その新しいいうか数値が新しくなったもので、やっぱり次年度の予算編成に入っていただきたかったというのが私の思いでございます。

各部、各課でのしっかりとした取り組みをお願いするところでございます。

次に、4点目の第2次財政計画についてでございます。

7月豪雨災害の発生により見直し作業がおくれたとのことでございます。また、災害復旧事業含め新年度において見直しを実施するとの答弁でございました。各部局との連携をさらに強め、職員一人一人に浸透した計画づくりが重要と思いますが、伺います。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 今回、先ほど市長答弁にもありましたように、財政計画につきましては、収支見直しをやる予定だったんですけども7月豪雨災害によりまして作業がおくれておる。また、災害が本当に大きな災害でございましたので、災害復旧費を含むものが今まで考えたことがないくらい大きな費用となってまいりました。これが財政的に大きな影響を与えるものですが、こういったものは今の災害査定を1月までやっております。1月までやっておりますので、その災害査定を受けまして、最終的な金額的なものを踏まえて今の見直しのところをしっかりとやっていきたいと思っております。

また、これを全職員に通知しながら、31年度の当初予算のところにそこまで反映したものができるのかと言われても、現段階の数字でつかんだものの中で、予想し得る中での31年度予算にはしていきたいと思っておりますけれども、確実な数字を踏まえたものにつきましては、もうちょっとおくれますけれども、これはつくってまいりたい。それをまた周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） よろしく願いいたします。

少し予算編成方針の中に込み入って入っていくかもわかりません。予算編成方針で経常経費を平成30年度対比一般財源でマイナス5%目標とありますが、過去5年間の普通会計決算での充当一般財源は約90億円でございます。これの5%の削減目標となりますと、4億5,000万円を減額することとなります。非常に厳しい目標であると思えますし、いまま少し具体的な目標を掲げるべきと思いますが、伺います。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 今回の予算編成方針の中に経常経費を5%削減するというものを掲げております。平成30年度の当初の一般財源では108億9,000万円、これで経常的なものが91億円ぐらいでございます。これを単純に5%削減というこ

とになりますと、酒永議員おっしゃるとおり4億5,000万円程度の減額が必要となってまいります。しかしながら、経常経費の中には行政サービスの維持のために必要な経費もありまして、簡単には削減できないというものであります。そういった中で、そうはいっても最小の経費で最大の効果を上げるようにと、地方自治法にも書いてありますように、これに努力はしてまいらないといけないと思っております。

具体的な数値ということでございますけれども、これはちょっと定めてはおりませんが、予算ヒアリング、そういった中で一つ一つ見ていって、少しでも各項目、各課とヒアリングをするわけですが、その中で本当に一つ一つの項目を見させていただき、少しでも多くの削減を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） これまでも経常経費の削減というのは課題として取り組んできたと思います。ここ5年間での削減額は約1%の9,000万円なんですね。5年間で9,000万円の削減ということになっております。やはりそれが5倍の4億5,000万というような数値目標ということになってきますと、やはりこれはもう少し実効性のある目標を定めるべきではなかったかなと、私は思います。5%、例えば5年後には5%の目標を定めます。それについて本年度はこれこれというようなあれだったら、私はその目標というのはわかります。そこらあたり、やはりもうちょっと大きな目標を定めて、それに近づけるということは必要なんですが、それが余りにも大き過ぎると数字に戻した場合には本当にできるんだろうかというような思いが皆さん生じますのでね、やはりそこらはできる目標というのをお願いしたいと思います。

次に、予算の要求基準にある歳入確保と歳出の見直しの具体的考えを伺います。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 予算歳入確保でございます。予算編成方針の中には、予算要求の基準といたしまして、ちょっと抽象的な表現もありますけれども、各担当で適切な見積もりを行うことによって予算要求をしなさいということを記載しております。また、その歳入の中では市税、こういったものにつきましては課税対象を適切に把握するというので、ちゃんとした積算をお願いしております。滞納対策などでは、やはり債権回収を強化していただき、滞納整理などの未収金の確保に努めることや、国・県の動向に注視しまして、使える補助金であるとか、そういったものについては積極的に活用することも必要ですし、例えば民間がやっております助成金みたいなものがあったりします。そういったものが活用できるものについては、本当に活用できるものは何でも活用していくということで、歳入確保につなげていただきたいということを書いております。

歳出の話なんですけど、歳出につきましては、先ほど言いましたようになかなか削るところが難しいところもありますけれども、事業の有効性や必要性、また効率性なども本当に検証し、事業の中で積極的に見直しを行って、メリハリをつけていくということが記載をしておるところなんですけれども、こういった中でそういった先ほど言いました国・県の補助金でありますとか、有利な起債、こういったものを本当に使える

ところを使っていくということと、今回、上程をさせていただきます議案がありますけれども、基金の見直しとかそういったことも含めましてそういった歳入の確保にもつなげていきたい。今年度につきましては、普通財産の売却とか、そういったことにも積極的に取り組んでおりますので、そういったことも実施しております。

歳出におきましては、これは本当に繰り返しにしかならないんですけれども、予算ヒアリングの中で本当に各課から出てきたもの一つ一つ本当に精査をする、これが削減につながるのではないかと考えておりますので、そういったことでの抑制に努めてまいりたいと考えております。

歳入歳出の関係の中で、歳出をどんどん、先ほどの市長答弁の中にありましたように、全て削減すればいいのかというのではなく、人口減少課題というのがございますので、やはりそれにはチャレンジをしていかなければなりません。そして、財政の健全化も目指さなければならないということで、なかなか容易ではなく妙案もないのですけれども、そのバランスのほう、本当に考えながらそのときの状況に応じて総合的に予算編成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 大変丁寧に答弁をいただきました。そのように頑張っていたいただきまして、ますますの財政健全化ということに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、第1項目の再質問を終わります。

時間がもう少しとなりましたので、ちょっと足早に簡潔にお願いしたいと思います。

次に、2項目めの安全・安心対策について再質問いたします。

1点目の道路舗装面等の市の対策についての答弁で、維持管理体制の強化を図るため、本年度からインフラ施設等清掃員を9名配置したとのことでした。どのような勤務形態で、これまでの活動実績はどうなっているのか伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） インフラ施設等清掃員ですけども、嘱託員として週29時間の勤務体制でございます。その9名の業務内容ですけども、2名が市道・河川・港湾等のインフラのパトロールをしております。残る3名につきましては、市道・河川・港湾・漁港などインフラ施設の清掃を主な活動としております。4名の方が公園・学校・支所などの清掃に従事しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 9人の体制ということでございますので、これから市民からの要請にもかなり応えていただけるのかなというように期待をしておるところでございます。

若干、具体的事案を話させていただきますと、私は地元の沖美町の三高地区ということでございます。その事案で申しわけないんですけれども、三高支所からセーブストア一付近、わかっただけだと思うんですが、やはり水路や下水道の整備後、舗装面に段差が生じて通行に支障を来しております。また、高祖の集会所付近の県道バイパスに

おいては、舗装路面の傷みが著しく、剥離等が目立ちます。これまでオーバーレイでの舗装改良工事をお願いしてきましたが、いまだ改善をされておられません。今回、段差解消のため、少し手を入れていただきましたが、依然としてその解消には至っておらないのが現状であります。いずれも子供たちの通学路でもあり、市民の生活道路として大切な区間でもあります。高齢者の方がつまずいたり、自転車でこけたりしたこともあります。三高地域だけでなく地域全体の調査を行い、対策を講じるべきと思いますが、これについて伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） オーバーレイ等の舗装のそういった修繕なんですけども、市内各地、各所から要望等がございます。その要望等につきまして現地を調査して、その状況、優先度等を把握して修繕すべきところは修繕するということとしております。そういう中から残念ながら漏れるところも出てくるかと思うんですけども、できるだけ御要望に応えるように今後とも努力してまいりたいと考えております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） やはり生活に密着するということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、2点目でございます。

横断歩道や一旦停止線等は広島県公安委員会が管理基準に従い管理をすることは聞いております。その管理基準が私たちが考えるとちょっと曖昧に思います。白線が不明瞭で消えかかっているも基準内にあるとのことで、補修が進まない。その状況にあります。市民の安全・安心のためにも、これについては強く公安委員会に要望していただきたいと思いますが、伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員お尋ねの箇所ですけども、こちらもわかっております。三高中学校近くの横断歩道で、平成29年度に公安委員会のほうが横断歩道等の修繕をしたということでございます。私も見ておりますが、見たところ確かに横断歩道の部分につきまして消えた部分のみを直して、消えかかっているところはそのままということで、見ばえもちょっとよくない、消えかかっているところはより消えかかっていくということで、そのときも警察のほうにはそういった状況をお知らせし、改善をお願いしたんですが、議員の言われるとおりの回答でございます。きょうこういったことで再度お話を受けましたので、警察とは何かの会議等でお会いすることもございますので、こういったことがあるということは再々お伝えして、改善を働きかけてまいりたいと思います。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） よろしくお願ひいたします。

次に3点目です。3点目の答弁では、迅速な対応を図れるよう、積極的に取り組むとありました。ただ、外灯や港湾灯ですが、何カ月も消えたままそういうところがございます。市に言えば業者には依頼していますとの答えが返ってきます。これも具体的なことで申しわけないですけれども、三高港の高祖防波堤の3本の港湾灯、これは7月の豪

雨災害のころから消えておりました。カキの水揚げが始まって、早朝での漁船の出入りが多くなり、昼間でも漁船の出入りに気をつかう港であるため、事故が懸念されるため復旧を早くしてもらうよう要望し、最近になってようやく防波堤のつけ根の1本が復旧しました。三、四日前に残りの2本が復旧したところでございます。ただ、昨夜確認したところ、その2本のうち1本がまた消えております。迅速な対応とは何を言うのか、お聞きをいたします。頼んで、まあやっぱり7月6日の豪雨災害です。直ったのが4カ月後。その途中で再三そう言ったら、それぞれ業者に云々かんぬんの返答が返ってきたんですが、やっぱりそこらをちょっとお聞きします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 迅速な対応ですけれども、本当早く対応していくことが重要だと思います。これは、こちらも経緯が残っておりまして、議員からもそういった情報と早期の修繕の依頼がございました。その後、業者のほうにもすぐに指示はしております。その指示の状況を見ますと、高所作業車が入れないようなところであって、なかなかすぐに調査ができない。調査したところ断線していて、電気をかえるだけでは直らない。こういったちょっと悪条件も重なりまして、結果的に遅くなってしまったと。我々もちょっと反省するところがありまして、そういう依頼者の方が急いでいると、待っているということがございますので、今後はそういった状況についてすぐに対応できないのであれば、その状況をお知らせして御理解を得ていきたい。こういったことも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 業者に発注すればその時点で市の仕事は終わりではなくて、やはりその後の確認を含めてが完了ということになりますので、そこらをよろしくお願ひしたいと思っております。

最後の質問になりますが、7月の豪雨災害で県道高田沖美江田島線の道路崩壊、市道三吉是長線の道路崩壊により、沖一三高間は通行どめとなりました。利用者は不便をかこっているところでございます。ただ、完全に寸断かといえばそうではなくて、三高ダム内の道路を利用して、沖から三高への通行は可能な状態にあることが確認しております。職員の方も通ったことはあると思っておりますけれども、私も軽トラで通ってみました。それで沖のほうへ行ったこともございます。現場は雑木や雑草等で普通車やトラック等の通行は難しいとは思いますが、ただ、その雑草・雑木等を整理すれば、その道路は舗装されておりますので、普通車やトラック等の通行ができるようになると思っております。ここらあたりを市民の利便のためには、その迂回路がここにあるわけですから、それができるだけたくさんの方が多くの方が利用できるようにするのが私は市の努めだろうと、このように思っております。そこの対応、すぐしていただきたいと思っておりますが、そこらはどうでしょうか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） この道路ですけれども、管理道ということで市道ではないということなので、法線もぐねぐねで、急カーブ、また縦断勾配もきついという状況ではあるんですけれども、これが唯一のそこの両集落間を結ぶ道路であるということ、

迂回路としての役割の重要性が増しているということもあります。さらには、先日議員のほうからもそういったお話をちょっと聞いたところもありますので、直ちに現地を調査いたしまして、実は昨日そういった対応をいたしました。可能な限りで枝切りでありますとか、除草等をしております。まずは、ちょっとこの状況の推移を見て、また今後必要であれば対応も考えていきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 酒永光志議員。あと2分です。

○7番（酒永光志君） ありがとうございます。わかりました。

そういうように対処をしていただいたと、非常にありがたいことと思っておりますけれども、やはりそこをまず市民が知らないとやっぱり利用できません。そういうところのいわゆるPRも含めて今後対応をしていただきたいと思います。

それと、また日ごろからこのような災害に備えて、迂回路についてどれを利用すれば迂回路としてできるというようなそういう設計の取り組み、これが私は大事じゃないかと思っております。事があって、すぐまた探さなきゃいけないとか、そういう状態になるというのは、私はだめなことだろうと思っておりますので、日ごろからの取り組みをお願いしたいと思います。市民のことを一番に考えて、要望がなくても率先して取り組んでいただくことが私は市の責務と思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、市民の安全・安心のため、土木費や農業土木費の維持補修等に係る予算の増額、これについては新年度に対して増額の要望をお願いしたいと思います。まだまだ、いや、予算がないからできませんとか、そういう声をよく聞きます。予算はつけようと思ったらつけられます。つける気がないのか、そこらを十分考えていただいて、そういう市民の安全・安心のため、市民の生活に寄与するような補修工事・お願い等については、できるだけ早目の対応をすることが必要と思っておりますので、予算の増額等お願いいたしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、7番 酒永議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時10分）

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの酒永議員からの御質問で、受診率向上対策の来年度予算化の取り組みはいかかなものがあるかという御質問に対しまして、私のほうで1点誤った答弁をしておりますので、修正をさせていただきます。

私のほうで、これまでの特定健診の受け付けに対しては、紙ベースのもので申し込みをしていただいたものを、これからは電話とインターネットでということが正しい答弁なんですけれども、従来のものに加えてというふうな答弁になっておりましたので、この部分を修正させていただいて、紙ベースで申し込みをしていただいていたものを電話とインターネットで受け付けをさせていただくようなシステムにかえられないかということで、現在、要求をさせていただいております。

修正して、おわびを申し上げます。失礼いたしました。

以上です。

○議長（林 久光君） それでは、引き続いて3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） 3番議員、立風会の重長英司でございます。傍聴席の皆様には、朝早くより傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、1項目、4点の質問をさせていただきます。

江田島市観光振興計画について。これは、これからの江田島市の発展ということを考えていけば、観光政策は第一に重要な政策であろうと私は思っております。それでありますので、その観光振興計画についての質問をさせていただきます。

1点目は、第2次総合計画では、総観光客数の目標数値を平成36年度に100万人と設定していますが、そこに至るまでの工程を伺います。

2点目、本市の観光客数は平成17年の70万9,000人をピークに減少傾向にあります。その原因が、どこにあるのかを伺います。

3点目、観光振興の理念として、観光振興のエンジンを回転させ、交流人口100万人を目指すがありますが、具体策を伺います。

4点目、計画策定委員会のメンバーに体育協会関係者が入っていないのはなぜでしょうか。これを伺います。

以上、1項目、4点を伺います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 重長議員から、江田島市観光振興計画につきまして、4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の総観光客数を平成36年に100万人と設定しているが、そこに至るまでの行程についてのお尋ねでございます。

本市では、平成27年3月に策定いたしました第2次江田島市総合計画におきまして、交流人口の倍増、総観光客数100万人を数値目標に設定しております。これは、人の流れをつくり出し、交流人口を増加させ、観光消費額を増加させることなどによりまして、地域経済が活性化をし、新たな雇用の創出が期待できるからでございます。

そのために、総合計画の部門別計画といたしまして、平成29年3月に江田島市観光振興計画を策定いたしました。この計画では、本市の観光の現状を踏まえ、市や観光協会、商工会や県観光連盟、さらには海上自衛隊第1術科学校など、市内外の関係者によりまして一体的な観光推進体制としての観光戦略チーム一步を平成30年1月に結成をし、効果的で効率的な観光振興を図ることとしております。こうした取り組みによりまして、総観光客数を計画の中間年でございます平成31年には69万人、最終年でございます平成36年には、100万人としております目標数値の達成を目指してまいりたいでございます。

次に、2点目の総観光客数が平成17年をピークに減少傾向にある原因についてでございます。

本市の総観光客数につきましては、平成17年をピークに減少傾向にございます。ピーク時の平成17年につきましては、平成17年4月にお隣の呉市に大和ミュージアム

が開館をし、年間160万人の来場者がございました。そのことから、本市の旧海軍兵学校、第1術科学校教育参考館へ来訪者も一時的に増加したことが最大の要因であると考えております。その後は、その年の天候や社会情勢等のさまざまな要因によりまして、減少傾向にございました。しかしながら、オリーブファクトリーや里の駅能美産直市場などの新たな集客拠点がオープンしたことによりまして、昨年、平成29年には、減少傾向から増加に転じております。

次に、3点目の観光振興の理念として、観光振興のエンジンを回転させ、交流人口100万人を目指すための具体策についてでございます。

江田島市観光振興計画では、3つの観光振興の理念を掲げております。

1つ目は、観光の目的地となる集客拠点施設の整備や、多様な情報を発信することによる来訪のきっかけづくりでございます。

2つ目は、観光を産業として育成することによりまして、観光消費額や雇用の増加に向けた観光関連産業づくりでございます。

3つ目は、江田島ファンや新たな観光の担い手をふやす担い手・縁づくりでございます。

これらの理念を実現するため、官民を挙げました一体的な観光振興体制一步を構築いたしまして、効果的、そして効率的な観光振興を図っていくことを観光振興のエンジンを回転させると表現をいたしているところでございます。

具体的には、ハード面におきまして、現在、公募中でございます新ホテル等整備事業を柱としております。また、ソフト面におきましては、体験型修学旅行、民泊の受け入れ推進や、観光戦略チーム一步の分科会におきまして、サイクリングやカヤックなどのアクティビティの活用、戦略的な広報やPRイベントの開催などの検討をいたしまして、これは着実に実施してまいりたいと思っております。

最後に、4点目の策定委員会のメンバーに体育協会関係者が入っていないのはなぜかとお尋ねでございます。

江田島市観光振興計画の策定に当たりましては、県立広島大学の地域連携センター長を委員長といたしまして、8人の有識者で構成される策定検討委員会を設置いたしました。委員会の委員には、体育協会関係者は入っておりません。しかし、この計画策定に当たっての具体的な検討を行います幹事会には、江田島市スポーツ推進委員協議会会長のほか、江田島市文化財保護委員会や農業・漁業関係者など幅広い分野から御参画いただき、御意見をいただいて、御尽力を賜っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

1点目のそこまでに至る工程を伺うというところで、大きな物としてはホテルをつくるということ。あとは、一步ですね。観光の戦略チーム一步にそれを任せるという形で、江田島市自体としてはそういうふうな何年までにこれをやって、何年までにこれをやってということという具体的な策は今のところは持っていないという認識でよろしいでしょ

うか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 具体的な何をしていくかとかいうのは、各年度ごとの計画は今ありません。ただ、市長の答弁の中で、一步をことしの1月に設立して、現在、ちょっとおくれとるんですけど、その中に分科会を3つ設けております。プロモーション、戦略的な広報の検討と、PRイベント等を考えるプロモーションのほう、それと観光スポットとか体験プログラムを開発する、コンテンツを開発していただくチーム、そして観光地には欠かせない食と土産物屋なんかのつくっていただく魅力ある食と産品開発チームということで、3つの分科会をつくっております。そのうち、その方が公募等をした結果、89名の方が参加していただいております。その方の意見を参考にして、マイルストーンなり考えていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） そうすると、一步もまだできたばかりで、ことしの7月には豪雨災害があつて、ちょっとそのスピードができていない、ちょっとおくれぎみであるということですね。それで、その一步の3部会によってそういった具体的なプランを打ち出して、これから進めていく、そういう認識でよろしいですか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） おっしゃるとおりです。特にソフト部門は一步の分科会を中心に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） そうすると、今、現段階では、発表できる具体策はまだできてないということでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 今、最初に9月26日に3部会の合同の格好いい言葉で言えばキックオフをしております。それから、プロモーションのほうにおきましては3回、コンテンツのほうの部会においては2回、そして魅力ある食と産品開発については2回の開催をしております。そして、合わせて合同の部会を2回やっておって、皆さん積極的な意見を出していただいております。今年度中には一定の形はできると思えますけれど、もう1年、来年も予算要求しておりますけれど、より磨き上げていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） それでは、2点目の17年をピークに減少傾向にあるその原因についてということで、17年が多かったと、ほかの年は普通なんですけれども、17年に大和ミュージアムができて、そのお客さんがやっぱり江田島に渡って第1術科学校の教育参考館のほうに入られたということで、例年、参考館のほうでは大体6万人から7万人、平均すると観光客が訪れられるということなんですけれども、その分が特別

にふえたということでは私も理解させていただいたのですけれども、ここでその減少傾向にあったのがオリーブファクトリーとか里の駅でふえる傾向に今上がっているというふうな市長さんのお答えだったのですけれども、そこらあたりで道の駅みたいなちょっと規模の大きな集客ができるようなものをつくるという計画はありませんか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 道の駅とかいう物販販売の拠点に係ることですけれど、これは農林水産物系の物を直接販売する施設、これについて今現在、検討している状況でございます。それが最終的、道の駅につながるかどうかというのは、今後、部以外に当然道の駅となると国交省の管轄になってくるので、土木建築部のほうとも関係してきますので、庁内挙げて検討していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） ぜひそこらあたりで検討いただいて、やっぱり今の里の駅の規模、駐車場とか、オリーブファクトリーにしても、オリーブファクトリーのほうは結構駐車場はありますけれども、そういった今、江田島市に訪れる観光客というのは自転車も多いんですけれども、やっぱり車で訪れる人が多いと思うんです。そういう中で駐車場がやっぱりしっかりできてない、完備してない、休憩する場所、あるいはトイレ、先日もセブンイレブンに行きましたところ、日曜日なんですけれども、昼時分にサイクリングの方が20名近くおられて、お昼ごはんをそこで買ったりとか、おトイレを済ませたりとかいうふうなことをされるような状況だろうと思うんです。そういった部分をやっぱりコンビニに任せるのではなくて、地元の商売屋さん、あるいはそういった施設で受け入れられるようなものをつかっていかなければいけないんじゃないかと私は思っておりますけれども、今のそれが道の駅をつくることによって、ある程度解消していくんじゃないかならうかと思っております。

次に、3点目の観光振興の理念として、観光振興のエンジンを回転させるという文章がこちらの振興計画のほうに入っております。そのエンジンの部分で3つ回答いただいておりますけれども、その中の2つ目の観光を産業として育成するとあるんですけれども、その観光を産業として育成することの具体案をお示しいただきたいですね。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光振興計画の中に、結局、来島者の数もありますけれども、観光消費額の増加というのも当然掲げております。結局、来ていただいて、ごみだけ置いていかれたら、ちょっと何のメリットもありませんので、しっかりと地域のを食べていただいたりとか、地域のことを体験していただく、そういうメニューを使ってお金を落とさせていただいて、それに伴う雇用とか元気をつくりたいと、このように考えております。ですけど、具体的などころはどうかというのは、ただいまはっきりとは言いにくいところもありますけれど、6次産業の地元産品を使っただけの6次産業化とか、今現在、新しいがんばりすとの補助金等がありまして、地域の方が積極的に産業を興そうとしてます。江田島市の魅力も感じております。その辺を考えて、より今後具体的に出てくるというふうに思っておりますし、うちはそれをお手伝いしていきたい、このよ

うに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） そこらあたりの産業の部分で言えば、商工会もそこらあたりで物品のブランド化とかそういったことを行っており、そういったものがもう少しずつ実を結んでいるのはよくわかっておりますけれども、そこでやっぱり一番気になるのが食の問題ではなからうかと思うんです。江田島はこれから冬場ではカキのシーズンで、せっかくだから産地でカキを食べたいと思われる方がたくさんおられると思うんです。そこで、そういったふだん行ってお昼のランチか何かで気軽にその地元産品が出てくるようなお店がちょっと少ないと思うんです。そこらあたりをこれも商工会が11月にそういった新人育成のプログラムを行っておりますけれども、そこらあたりをしっかりと補助をしていただいて、新規創業開店をしていただけるような環境づくりをしっかりとお願いしたいと思います。

次に、4点目ですね。策定委員のメンバーに体育協会関係者が入っていないのはなぜかということでありまして、その部分では幹事会のほうにスポーツ推進協会の会長が入っているという説明でございました。やっぱり幹事会に入っているのがどうかという部分ではないんですけれども、実際にそういったイベントを行っている、私の言うイベントというのはスポーツイベントも全部含めてですね。江田島市の観光客、冬場の場合、10月から考えますとMIKANマラソンに始まって、いろんなスポーツイベントがあります。2月には柔道大会もありますし、江田島市駅伝もあります。3月にはかきカキマラソンがあります。そういったふうなことの実際に携わった人間がやっぱりこういうメンバーに入っていないと具体的なことにはならないんじゃないかという思いがありますけれども、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員言われるように、スポーツイベントは確かに観光、来島を促す格好の材料となっております。それは、今後、どういうソフトづくり、来ていただいて、例えば弁当をうちのほうで買ってもらうとか、そういうふうな感じできっと観光産業につながるように今後、検討して、検討言うちゃあれですけど、考えていくべきだというふうに思っております。

市としてもそういうイベント、体育協会の方とかもどんなイベントがあるかとかいうのを観光とマッチしておりませんので、その辺情報交換をしながら進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） そこらあたりでは、しっかりと連携をとっていただいて、やっぱりスポーツで島に来ればお昼ごはんは江田島のこういう弁当がありますよとか、こういうお土産ありますよとか、そういうふうな対応も必要だろうと思います。そこらで、今の策定委員会のメンバー、あるいは幹事会のメンバーを見ても、観光に関しての専門家がいないような気がするんですね。策定委員会の委員長の市村先生はそこらあたりで

は専門家とは思いますが、そういった観光の専門家を江田島市に招いて、しっかりと観光事業をもう一回考え直すわけではないですけれども、アドバイスをいただいて、これから進めていくというアイデアはありますでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 一歩の構成のメンバーの中に広島県観光連盟の常務の方が入っております。その方が観光の一応プロというふうに思っておりますし、観光振興計画つくったときには観光連盟の常務理事の方もいらっしゃいましたし、県の商工労働局の観光課長さんにも来ていただいております。そして、江田島のほうに地方創生参与ということで来られている方も委員としていらっしゃいますので、十分、一応観光関係の方、エキスパートの方がいらっしゃって意見を言っているというふうに判断しております。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） 今の分のその観光のエキスパートという部分では、私とちょっと見解が違います。私の言うエキスパートというのは、そういったことでお金をいただいて、実際にその地域の観光振興に行き、その結果を出して、いわゆる全国的なアドバイザー、そういった方がいるんじゃないかな。やっぱりこれを見ても観光課の課長もありますし、そういった観光協会の方もおられますけれども、やっぱりそれは私から見るとプロとは言えないと思うんです。そういった形で実際にそういった観光振興に携わって、全国的な活動をしているような、成果が出せているような人をぜひこの会に招いていただいて、アイデアをいただくというのが私はいんじゃないかなと思いますけれども、お考えをお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） そういうエキスパートの方は、現在、一歩のほうの分科会のほうでコンテンツの開発については株式会社アソビューという方とか、魅力ある食と産品については地域フードプロデューサーの比嘉さんという方とか、プロモーションチームのほうとしてはロボットというその道のプロの方が来ていただいて、しっかりと詰めております。その辺はそれで十分対応できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） 今言われたように、一歩というのが我々に見えてないんですよ。ですから、どういうメンバーがいて、どういう話をして、会議を何回しました。ここで、こういうふうな話し合いで、この方向で行きますというふうなものが表に出てきてないと思うんです。そこらあたりをしっかりと表にあらわしていただいて、我々はこういうことをしてますよ、一歩はこうですよ。だから我々に協力をしてくださいというふうなアピールが私は必要だろうと思います。

それと、あとこれは提言なんですけれども、今のMIKANマラソンを公認のフルマラソンに昇格するように江田島市を挙げて頑張っていて、そうすれば放送局も多分そのリアルタイムの放送をしていただけるようにしていくことが人を集める大きな要因の一つになるかなと思います。

それと、もう一点は、さとうみ科学館を建てかえるという、今、計画があります。それをやっぱり一つのさとうみ科学館というのは、江田島の集客ができる一つの看板だろうと思ってます。テーマはカブトガニですね。ですから、カブトガニのいる海域、江田島湾ですね。いわゆる江田島のセンターゾーン、飛渡瀬のあたりにそれをさとうみ科学館をつくって、そこに研修のための合宿とかそういったものもできるような宿泊もできるようなものをつくっていただいて、江田島の文化の発祥地のようなホール、そういったものをつくることで、江田島の一体感がつくれるんじゃないかと私は思っておりますので、そこらあたりを検討していただきたいと思えます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、3番 重長議員の一般質問を終わります。

続きまして、9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 皆さん、おはようございます。9番議員、立風会、花野伸二でございます。通告に従いまして、2問ほど質問させていただきます。

傍聴席の皆さん、早朝よりありがとうございます。

1問目ですが、災害対応についてでございます。

7月の豪雨災害で当初、市は民地の土砂撤去を行わないと表明しておりましたが、被害が甚大なため、民地の土砂撤去作業を行うと方針をかえられました。市民の1人として私も大変感謝をしております。今後、また起こり得る災害時にも同じように対応できるのか、お伺いいたします。

2問目として、各地域に消防団、自主防災、防災リーダーなど、いろいろな団体がありますが、災害時における役割分担についてお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 花野議員から、災害対応について2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後また起こり得る災害時にも同じ対応ができるのかのお尋ねでございます。

このたびの7月豪雨では、100年に1度とも言われる記録的な集中豪雨に襲われ、市全域にわたりまして、道路ののり面崩壊や護岸倒壊、また、土石流による家屋の倒壊、さらに低地部におきましては家屋浸水など、未曾有の被害が発生をいたしました。このうち、土砂被害につきましては、山地部や河川を発生源とし、下流に向けまして道路や河川、民有地を覆い尽くし、広範囲に、かつ大量の土砂や流木が押し寄せてまいりました。道路や河川に押し寄せた大量の土砂につきましては、行政の責任といたしまして市民生活の早期回復を図るため、公共事業として撤去をいたしました。

なお、民有地に押し寄せました土砂や流木、瓦れきなどは、土地所有者等により対応を行うのが原則でございます。しかしながら、災害発生直後におきましては、自力による方法のほか、ボランティア活動等に頼らざるを得ないことから、土砂の撤去及び処分に多くの市民の皆様が大変苦慮されており、日常生活に著しい支障を来すこととなって

おりました。このため、市では、市民生活の早期再建を図る観点から、住宅敷地内に流れ込んだ土砂等を撤去するための費用を支援させていただいているところでございます。

議員お尋ねの今後起こり得る災害時の対応につきましては、激甚災害の指定がされるような場合で、市民の皆様が日常生活に著しい支障を来しているときには、当然のことながら、同様な対応をまいります。

続きまして、2点目の消防団、自主防災、防災リーダーの役割分担についてでございます。

初めに、消防団でございます江田島市消防団につきましては、消防組織法に基づきまして、本市の条例で設置をされております消防機関でございます。また、消防団員の方は、本業を別に持った一般の市民の方でございます。なお、身分につきましては、市から報酬を支給する非常勤の特別職の地方公務員となりまして、現在では507人の団員の方が所属をしております。

役割といたしましては、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動、さらには行方不明者の捜索活動など、市民の皆様の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対応する活動を行っているところでございます。

次に、自主防災組織でございます。

自主防災組織につきましては、地域の皆様が協力をして災害に備えるために自発的に結成する組織でございます。平素は、防災意識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施といった予防活動を行い、災害時には、初期消火、避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水活動など、災害によります被害を軽減するための活動を行っております。現在、本市には31の自治会がございます。そのうち28の自治会で自主防災組織が結成をされている状況でございます。

最後に、地域防災リーダーでございます。

地域防災リーダーにつきましては、地域の防災活動を率先して実践をしていく人材を育成するため、防災研修の受講などにより防災に関する知識を有する方といたしまして、江田島市が認定した方でございます。地域の防災担当といたしまして、防災に対する心構えを多くの市民の皆様にご存知いただくため、平素は防災訓練や防災啓発活動などを自治会や自主防災会、また行政と一緒にしまして、企画をし、実施するといった活動を行っております。

市では、このような防災リーダーによる活動を通じまして、自主防災組織の結成、育成を推進しております。また、地域防災リーダーは、災害時におきまして、自治会や自主防災組織の一員として活動をいたします。現在、156の方に御活躍をいただいているところでございます。

このように、地域防災力の充実強化は、市民の皆様や自主防災組織、消防団、そして市が連携協力をして、取り組むことが重要でございます。それぞれの地域におきまして、地域の皆様に受け入れられる方法を模索しながら、平素はもとより、災害時におきましても消防団と自主防災組織が連携した活動が行える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） それでは、1問目から再質問させていただきます。

市長の答弁で、激甚災害の場合は土砂撤去作業を市が行うと言われました。激甚と激甚でないの線引きは何をもってするのでしょうか。高齢化が進む広島県でも上位の江田島市では、土砂撤去は激甚災害のみですとは、なかなか言えるものではないのではと思います。市として費用のかかる問題ですので、簡単には、はい、やりますとは言えないと思いますが、状況に合わせて検討するという方針をとっていただけるようお願いいたします。

それから、現在、県のほうで砂防ダムの建設をすることとなり、江田島市でも測量が行われ、今から地権者への説明が行われるという段階でございますが、現状、今回の災害、家屋への被害はなかった地域でも大変危険な状態のところがありますので、いま一度検証・検討をお願いすることができますか。そこをお伺いいたします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 3点の御質問があったと思います。

まず1点目の激甚か激甚でないかの線引きということでございますけども、激甚災害のそういった指定といいますものは、内閣府、国のほうが指定をいたします。その判断材料は大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害ということとなっております。このたびは7月豪雨ということで、内閣府のほうで激甚災害指定がされているということでございます。

それと、2点目の激甚だけを判断材料とするのではなく、状況に合わせてということですけども、議員おっしゃるとおりでございます。激甚災害指定も一つの目安とするんですけども、実際は土砂の流入により市民の皆様が日常生活に著しい支障を及ぼしているか、これを判断材料として決めていきたいというふうに思っております。

それと、最後は家屋被害のない地域でも、いま一度検証・検討をということだと思えます。現在は、広島県では災害発生直後に管理する全ての砂防堰堤について調査を行いまして、本市においては異常がなかったという報告を受けております。砂防堰堤に土砂が異常に堆積している箇所につきましては、優先順位をつけて砂防堰堤の土砂を撤去していくというふうにも聞いております。そのほか、住民から情報提供された土石流の危険箇所、そういったこともその都度、広島県のほうには情報提供しております。そうした危険箇所等がございましたら、土木建築部のほうに御相談くだされば県のほうにも情報提供して、適切に検証・検討を行うようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（林 久光君） 9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 力強いお言葉、ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に移ります。

消防団は設立されてから年数もたっておりますので、大まかに活動内容はわかるのですが、自主防災、先ほど市長から説明がございましたが、自主防災、防災リーダーの役割がわかりにくいと思いますが、避難訓練とかでは各自治会を中心に行うことが多いので、そのときの世話役ぐらいにしか思っておりませんでした。しかし、実際、災害が起

きたらどうするのか。火事が起きました。どうするのか。実際、火事が起きて、真っ先に近所の方が水をかけて消火活動をしていたら、消防団の方で素人はどけと言われたんだという話も聞いております。何をしてほしいくて、自主防災をつくることになったのか、防災リーダーを育成しているのか、大変わかりにくいように感じますが、先ほど市長の答弁がございましたので、これはわかります。これは省略いたします。

次の質問に移ります。

それと、昨日、平川議員が言われていましたが、ハザードマップのことです。江田島市にもありますが、今回の災害を受け、至急変更すべきではないのか。避難施設の安全性の検証も行うべきでないでしょうか。コンサルタントに任せることに対しては別段問題ないと思いますが、地域の意見なり要望なりは聞くべきではないでしょうか。

それと、次の質問も一緒に言わせてもらいます。関連がございますから。

それと、意識改革が行われていないと感じますが、1つの事例として今回、災害後に地域の住民の方が暑い中、ボランティアで土日祝日で3日間、土砂撤去作業を行っていたそうです。そこへ、市の職員が帰宅されてきて、その職員の前の側溝の泥を出していたのですが、当然手伝うと思って待っておりました。姿を出すことがなかったと言われておりました。江田島市ではどうなっているのかと言われました。こういう1つのことを見ても行政改革の中に意識改革がありましたよね。それもやったのを覚えております。意識改革がどうなのかと思っておりますが、そここのところをお伺いいたします。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 大きく5点の質問をいただいたと思います。

ハザードマップ、至急変更すべきではないのかと。地域で一緒になって考えるのがいいのではないかというような御意見をいただいております。確かに現在、ハザードマップ、市にありますのは津波浸水想定区域と、あと土砂災害警戒区域、あと、どのように避難をするかということで県のデータをいただいて作成をしているところです。それ以外にも地域におきまして、まだここが危ないんじゃないかと、こういうところに気をつけないけんのかなという点はそれはあると思います。それにつきましては、地域の防災マップということで、今、それをつくる支援を行っているところでございますので、ぜひ地域の皆さんと一緒になしまして地域の防災マップ、実際にみんなが考えて、防災意識、それにもつながるような防災マップを一緒になってつくっていききたいというふうに考えております。

あと、2点目なんですが、避難施設の安全性ということで質問をいただいております。

現在、市の避難施設なんですが、公共施設を津波・土砂・高潮・地震、4種類に分けて避難所の指定をしております。その中で、現在、土砂災害警戒区域、その指定が広島県進めておるところで、来年には全部の市内全域指定されるんじゃないかというふうに考えております。それも合わせましてハザードマップにつきまして新しい実際に危険なところ、警戒区域等を載せたハザードマップの更新、修正、それをやっていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど5点と言ったんですが、ちょっと私の勘違いで変更とかそれを全部丸つけたもんで5点となったんですが、あと、もう一つ、意識改革というのが最後に言われ

たところがあると思います。先ほど職員が帰ってきたのに、土砂撤去を手伝わなかったというような御意見をいただいたんですが、職員、防災に関しまして初動マニュアルのほうでも、職員は市の職員としてどのように行動するか。また、地域に帰ったときには、地域の一員として活動できる範囲でやりましょうということを定めております。そのときの状況がどうだったか、ちょっと私にははっきりわからないんですが、地域、まちづくりのために市の職員も帰ったときには地域の一員としてその地域の活動に参加すべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） もとに戻るんですがね、前回、ハザードマップをいただきましたよね。全世帯に配られたんじゃないですか。あれの費用はいかほどでしたか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 前回、市内全戸にハザードマップを配布したのが25年度に作成しまして、26年4月に全戸に配布しております。1万7,100部つくっております。その費用が277万2,000円ということで、作成をしていただいております。

以上です。

○議長（林 久光君） 9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） はい、わかりました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、9番 花野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

13時ちょうどまで休憩いたします。

（休憩 12時01分）

（再開 13時00分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 同意第3号

○議長（林 久光君） 日程第2、同意第3号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第3号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

平成30年12月15日で任期が満了となる、久保理市さんの後任として、澤田ひとみさんを江田島市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、同意第3号につきまして御説明をいたします。
本議案は、江田島市公平委員会委員のうち1人が、本年、平成30年12月15日をもって任期満了となりますことから、その後任委員といたしまして選任をしたいものでございます。

議案書2ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、2ページをお願いいたします。

江田島市公平委員会委員に選任したい方は、江田島市大柿町大君の澤田ひとみさんでございます。澤田さんは、昭和53年に安田女子大学を卒業され、民間会社等を経験後、平成4年4月に、旧大柿町社会福祉協議会に入職されました。平成16年には合併によりまして、江田島市社会福祉協議会となりましてからは、地域福祉課長、総務課長を歴任されまして、平成28年に定年退職となりました。澤田さんは、人格高潔にして、人事管理、労務管理にすぐれた見識を有されておりますので、公平委員会委員といたしまして、適任であると考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件はこと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第3 諮問第1号～日程第4 諮問第2号

○議長（林 久光君） この際、日程第3、諮問第1号及び日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現行の人権擁護委員2人の任期が、平成31年6月30日で満了となりますことから、横山孝次さん及び長坂睦子さんを、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

す。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） ただいま一括上程されました諮問第1号と諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

最初に、5ページをごらんください。

横山孝次さんについては、平成31年6月30日の任期満了に伴い、再任の推薦を行うものでございます。横山さんは、これまで人権擁護委員を2期務め、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方です。

次に、7ページをお願いします。

長坂睦子さんについては、平成31年6月30日の任期満了に伴い退任される藤岡龍彦さんの後任として新任の推薦を行うものでございます。長坂さんは、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方です。

以上で、諮問第1号と諮問第2号についての説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。本2案に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2案はこと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、横山孝次氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、横山孝次氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、長坂睦子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、長坂睦子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第74号

○議長（林 久光君） 日程第5、議案第74号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第74号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、江田島市議会議員選挙において、選挙運動のために使用するビラの作成を公費負担とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第74号につきまして御説明をいたします。

議案書11ページに改正条文を、12ページに新旧対照表を、13ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明いたしますので、13ページをお願いいたします。

1、改正の背景と趣旨でございます。

平成29年の公職選挙法の一部改正に伴いまして、平成31年3月1日以降にその期日を告示されます市議会議員選挙におきまして、選挙運動用ビラを頒布することができることとなります。また、その選挙運動用ビラの作成につきましては、市の条例に定めることで、公費負担とすることができるものでございます。

本市におきましても、有権者の皆様が候補者の政策等を知る機会の拡充となりますことから、市議会議員選挙の選挙運動用ビラに係る公費負担につきまして、所要の規定を整備するものでございます。

2、公費負担の内容でございます。

単価の限度額は、ビラ1枚当たり7円51銭で、国政選挙や江田島市長選挙と同額でございます。作成枚数は、候補者1人につき2種類のビラで、合わせまして4,000枚まででございます。公費負担限度額は、3万40円でございます。

3、ビラの頒布方法でございます。

ビラは、新聞折り込み、または候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内もしくは街頭演説の場所における頒布となります。

3、施行期日でございます。

施行期日は、平成31年3月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

○議長(林久光君) 日程第6、議案第75号 江田島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第75号 江田島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

学校教育法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(林久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第75号につきまして御説明をいたします。

議案書15ページに改正条文を、16ページに新旧対照表を添付しております。新旧対照表によりまして御説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、第4条第2号の下線部分で現行条例の「学校教育法第104条第4項第2号」を改正案のとおり「第104条第7項第2号」に改めるものでございます。

これは、この自己啓発等休業に関する条例そのものの改正ではなく、学校教育法が改正されたことに伴いまして、引用をしております部分を改めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日は、平成31年4月1日とするものでございます。
説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号～日程第10 議案第79号

○議長（林 久光君） この際、日程第7、議案第76号 江田島市一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから日程第10、議案第79号 江
田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてまで
の4議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第76号から議案第79号
までについてでございます。

国家公務員に準じて給与を改定すること等に伴いまして、現行条例の一部を改正する
必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議
決を求めるものでございます。

議案第76号で江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第77号で江田島

市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を、議案第78号で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第79号で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、それぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第76号から議案第79号につきまして、一括して御説明をいたします。

初めに、主な改正内容を、そのあと各改正条文の御説明をいたします。

参考資料によりまして主な改正内容を御説明いたしますので、25ページをお願いいたします。

1、今回一部改正を行う条例の名称でございます。

(1)で江田島市一般職の職員の給与に関する条例、(2)で江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、(3)で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、(4)で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の4つでございます。

この議案は、いずれにおきましても給与等に関するもので、国の人事院勧告などに基づくものでございます。

その主な改正内容は、3点ございます。

まず、1点目は、2の給与月額を引き上げでございます。

(1)民間給与との較差を埋めるため、給与表の水準を平均で0.2%引き上げを行うものでございます。

(2)といたしまして、特定任期付職員の給与月額を表のとおり国と同じ俸給月額に改定するものでございます。

また、(3)の実施時期につきましては、平成30年4月1日にさかのぼりまして、実施をいたします。

主な改正点の2点目は、3、期末・勤勉手当の引き上げでございます。

(1)民間の支給割合に見合うようにするために、次のとおり引き上げを行うものでございます。

アといたしまして、一般職及び再任用職員の勤勉手当、特別職及び特定任期付職員の期末手当を、それぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

また、イといたしまして、市議会議員の皆様を0.15月分、引き上げまして、合計を一般職や特別職と同等とするものでございます。

平成30年度におきましては、平成30年度支給月数の表のとおり、いずれにおきましても、6月期は既に支給済みでございますので、今年度の引き上げ分につきましては、12月期に上乗せをして調整をいたします。

次のページ、26ページをお願いいたします。

(2)の平成31年度以降の支給割合でございます。

下の表のとおり、支給月数の合計には変更はございません。しかしながら、支給割合を6月期と12月期に、それぞれ等分に振り分けて平準化するものでございます。

(3) の実施時期につきましては、平成30年12月1日でございます。また、平成31年度からの支給割合につきましては、平成31年4月1日でございます。

主な改正点の3つ目は、4、宿日直手当の引き上げでございます。

(1) この手当につきましても、国の人事院勧告等を踏まえまして、宿日直1回当たりの手当を引き上げるものでございます。通常の場合は4,200円を4,400円、現場管理を含む場合につきましては7,200円を7,400円にいたします。

(2) 実施時期につきましては、平成31年4月1日でございます。しかしながら、本市では、宿日直につきましては、委託もしくは嘱託職員により実施をしておりますので、支給実績はございません。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

議案第76号の一般職につきましての改正条文でございます。

第1条で、一般職の給与表を別表のとおり改正をしております。別表につきましては、19ページから20ページでございます。

21ページをお願いいたします。

第2条で、平成30年度の勤勉手当の引き上げ、第3条で、宿日直手当の引き上げと平成31年度以降の勤勉手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして施行期日等と給与の内払いの規定を定めております。

23ページ、24ページには、新旧対照表を添付しております。

28ページをお願いします。

議案第77号の特別職につきましての改正条文でございます。

第1条で、平成30年度の期末手当の引き上げ、第2条で、平成31年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

29ページには、新旧対照表を添付しております。

31ページをお願いいたします。

議案第78号の市議会議員につきましての改正条文でございます。

第1条で、平成30年度の期末手当の引き上げ、第2条で、平成31年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

32ページには、新旧対照表を添付しております。

34ページをお願いいたします。

議案第79号 任期付職員につきましての改正条文でございます。

第1条で、給与表の改正を、第2条で、平成30年度の期末手当の引き上げ、第3条で、平成31年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定を定めております。

36ページ、37ページには、参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本４議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本４議案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本４議案は委員会付託を省略いたします。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第７６号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７７号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７８号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号

○議長(林 久光君) 日程第11、議案第80号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第80号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

職員の不適切な処理に関し、市政の信頼失墜の責任を重く受けとめ、市の管理監督の責任者である特別職の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第80号につきまして御説明をいたします。

議案書39ページに改正条文を、40ページに新旧対照表を、41ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明いたしますので、41ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

このたびの本市職員の不適正な処理に関しまして、市政の信頼失墜の責任を重く受けとめ、本市の管理監督の責任者であります特別職の給与月額を減額するものでございます。

2の減額内容でございます。

市長の給与月額82万円を、100分の10でございます8万2,000円を減額いたしまして、73万8,000円といたします。

また、副市長の給与月額につきましては70万円を、100分の20でございます14万円減額をいたしまして、56万円とするものでございます。

なお、特例の期間は、平成31年1月分給与、一月分でございます。

3、施行期日でございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

4、職員の不適正な処理の内容でございます。

2件の事案がございます。

1件目は、(1)公会計システム運用業務委託に係る公金の不適正処理でございます。この事案は、平成25年度から平成29年度に本市が発注をいたしました公会計システム運用業務におきまして、本市職員が受託者への資料提供を怠ったことから、業務のうち財務書類等検証及び分析報告書の納品が行われませんでした。しかし、業務の全てが完了したといたしまして、委託料を受託者へ支払いをし、公金を不適正に処理したものでございます。

2件目は、(2)の勤務時間中に職場を離脱して、職務を怠った勤務態度不良でございます。この事案は、平成28年度から平成30年度の間、勤務時間中にもかかわらず、空き家となっております実家の弔問客等に対応するため、職場を9回離脱しております。また、そのうち2回は公用車を使用していたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(林久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 8 1 号

○議長（林 久光君） 日程第 1 2、議案第 8 1 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 8 1 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

高田交流プラザを設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第 8 1 号について説明いたします。

このたびの改正は、高田交流プラザを設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書 4 3 ページから 4 6 ページに改正条文を、4 7 ページから 5 0 ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。4 7 ページからの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。まず、条例第 3 条の表に高田交流プラザを追加します。また、別表に高田交流プラザを追加するとともに、宮ノ原交流プラザと秋月交流プラザの掲載順の整理を行います。

4 8 ページに移りまして、附則による改正でございます。

今回の条例改正に伴い、4 つの条例について附則による改正を行います。

附則第 2 項による改正として、江田島支所、出張所及び連絡所設置条例の一部改正を行い、高田出張所の位置を変更します。

附則第 3 項による改正として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部改正を行い、高田公民館を削ります。

4 9 ページの附則第 4 項による改正として、江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正を行い、高田体育館を削ります。

5 0 ページに移ります。

中ほど附則第 5 項による改正として、江田島市児童館設置及び管理条例の一部改正を行い、高田児童館を削ります。

4 5 ページに戻ってください。

附則第1項の施行期日についてでございます。今回の改正条例につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

附則第2項以降は先ほど説明しました今回の条例改正に伴う4つの条例についての改正でございます。

今回の条例改正は、公共施設の再編整備とあわせ、地域のにぎわいづくりや拠点づくり、利便性の向上を図り、多くの市民に愛され親しまれる施設を目指して名称や所管を変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第82号

○議長（林久光君） 日程第13、議案第82号 江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第82号 江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

児童館の運営に関する事項を、江田島市子ども・子育て会議で審議することとするた

め、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議案第82号 江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書52ページに改正条文を、参考資料として53ページに新旧対照表を、54ページに改正の趣旨及び改正の内容などを添付いたしております。

参考資料により改正の内容について説明をいたします。議案書54ページの参考資料をごらんください。

まず、1、改正の趣旨でございます。

本市の児童館の運営に関する事項を江田島市子ども・子育て会議で審議することとするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

2、その改正の内容でございます。

現在、条例において児童館の適正な運営を行うため、江田島市児童館運営委員会を置くこととされております。しかしながら、本市における子ども・子育て支援に関する施策の方向性などにつきましては、子ども・子育て支援法に基づきます市長の附属機関として設置しております子ども・子育て会議で議論いただいております。その中で、児童館に関することも議題項目となっており、運営委員会と子ども・子育て会議は構成員や掌握事務についても合致しております。このことから、効率的で一貫性のある行政運営を推進するため、条例の一部改正により児童館の運営に関する事項を子ども・子育て会議で審議することとするものでございます。

3、施行日としまして、附則に公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません。1点だけ質問させてください。

これまで児童館の運営委員会がそのところの児童館の運営について審議されていたということかと思えます。今後、これを子ども・子育て会議に運営について仕事していただくということですが、この子ども・子育て会議で児童館の地域の方の意見が反映できるような仕組みになっているのかどうか。どういうふうにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 子ども・子育て会議のメンバーの中には、公募による市民の皆さんでありますとか、子供の保護者の方、また子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、そういった方を子ども・子育て会議の中に入れていただくこととし

ておりますので、その中で直接の意見をいただくこととなろうかと思ひます。

また、それ以外にも来年度は子ども・子育て支援事業計画の策定年度に当たっておりますが、そのために市民アンケートなども計画いたしておりますので、そういったところで市民の皆様方の意見をいただくことになろうかと思ひます。

以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。あと、私がちょっと気にしていたのが、例えば中町児童クラブがあるとしたら、その地域の方がその委員に入っていないと、その地域の声がちゃんと反映されればそれでいいんですけども、全くその地域のことがわからないメンバーがいたとすると、その地域の実情というのをしっかり会議で反映できるかどうかという、そこが懸念があったんで、そこは十分注意していただければというふうに思ひます。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第83号

○議長（林 久光君） 日程第14、議案第83号 江田島市土地開発基金条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第83号 江田島市土地開発基

金条例を廃止する条例案についてでございます。

活用が見込まれない土地開発基金を廃止するため、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第83号につきまして御説明をいたします。

この議案は、基金の内容等を見直したことに伴いまして、一部の基金につきまして条例を廃止するものでございます。

議案書56ページに廃止条文を、57ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、57ページをお願いいたします。

廃止をいたします基金名は、江田島市土地開発基金でございます。条例制定年月日は、旧能美町及び旧沖美町につきましては昭和45年度に、旧江田島町及び旧大柿町につきましては昭和46年度に制定をいたしまして、平成16年11月1日に江田島市へ引き継いだものでございます。

設置の目的は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することによりまして、事業の円滑な執行を図るためのものでございます。

平成29年度末残高は、9億9,045万3,295円でございます。内訳といたしまして、現金が1億2,473万8,059円、土地が7億5,571万5,236円、貸付金が1億1,000万円でございます。

廃止理由といたしましては、合併前の旧町におきまして、先行取得し続けている土地を、普通財産、もしくは行政財産に移管の上、活用・処分を進めたいからでございます。

56ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成31年3月31日から、施行するとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山本秀男議員。

○17番（山本秀男君） 2点ほどお聞きしたいんですが、まず1点目に、この基金条例の2条で基金の額は9億8,000万というふうになっております。2項で必要があれば繰り入れすることができるということで、ここの金額を見てみると9億9,000万、この繰り入れされたのかどうか、繰り入れされておるならいつごろやられたんか、このことをまず1点。

それから、2点目で貸付金1億1,000万、これは分身である土地開発公社へ貸し付けしたものじゃないかと察するわけなんです、それでこの条例を廃止すれば当然

土地開発公社のほうでこの貸付金を払わにゃいかんような、出さないかんような形になるかと思うんですが、これについてはどのような手法でやられるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） まず1点目の第2条での基金の額は9億8,000万で、2項といたしまして基金へ追加して繰り入れということでございます。そのとおりでございます。いつなのかということになりますと、これは利息部分をいただきまして毎年積み上げているものでございます。

2点目の貸付金でございます。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり土地開発公社へ貸し付けているものでございます。これにつきましては、今後、基金廃止した場合におきましては一般会計から貸し付けるということにしております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 17番 山本秀男議員。

○17番（山本秀男君） 今の2条の件で、全体で9億8,000万という形じゃないんかと思うんですが、これがちょっと私、9億9,000万になつとるところが合点がいかないんですが、これをもう少し具体的に説明をお願いできればと思います。

それと、本来、土地開発公社というのは市中の銀行から借り入れするのが本来の独立採算制で保たれるんでしょうが、今度、一般会計のほうからやるということになれば、一般会計の繰り入れをせんにゃいかんような、予算化せんにゃいかんような形になるんじゃないんかというのを感じるんですが、そこら辺をもう一度詳しく。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） まず、1点目の9億8,000万円からということになりますけれども、これは先ほど御説明をいたしました基金条例の中に第2条の第3項がございまして、繰り入れが行われたときは基金の額は当該繰り入れ額相当額を増加するものとするという規定がございまして、それに規定したとおりとしております。

第2点目の土地開発公社へのなんですけれども、当然ながら当初は土地開発公社も1億1,000万円を市中銀行からの借り入れをしておったわけですけれども、利息の関係等がありまして基金条例から貸し付けを行いました。今回の基金条例廃止ということがございますので、その流れをそのまま一般会計に持ってきて、一般会計からの貸し付けをするということでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 17番 山本秀男議員。

○17番（山本秀男君） 最後なんです、土地開発公社自体に幾らか現金を持っておられるかと思うんです。それで毎年、理事会、年に2回かぐらいされておるんでしょう。昨年の決算見ても、事務費的なものが約20万ぐらい捻出しておるようですが、その公社に持っておるお金があるんだから、無理に一般会計から入れんでもその金で使えばいいんじゃないんかというふうに感じるのと、それと最終的に土地開発公社も解散ですか、廃止に向けてどのように考えられておるのか、最後をお願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 費用のことということに思っております。土地開発公社の費用につきましては、現在持っております資金で運用しております。一般会計というのは、今、貸付金を一般会計に振りかえるということでございまして、新たに費用等に対して一般会計から支出するというものではございません。

以上でございます。

○議長（林久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 今後の公社のあり方なんですけども、現在、土地開発公社は土地を保有して管理しておるということでありまして。今後につきましては、公社のほうで検討していきたいというふうに考えております。なお、平成23年の東日本大震災のときには、土地開発公社が土地の取得を行うことで再開がスムーズにいったという事例もあるというふうに聞いております。こういったことも勘案しながら慎重に検討していきたいと思っております。

○議長（林久光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第84号

○議長（林久光君） 日程第15、議案第84号 江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第84号 江田島市教育集会所

設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

融光会館の廃止に伴い、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 議案第84号 江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

今回の廃止理由は3点ほどございます。

1点目として、経年劣化による老朽化が激しく、数年にわたり利用者がほぼいないということでございます。

2点目として、災害時の避難所として利用していましたが、近隣の集会所を新たに避難所として指定したということです。

最後、3点目でございます。この施設の敷地は、民間からの有償借り受け財産であるため、存続させるには借地代を支払わなければならないということがあります。

これらのことを総合的に判断し、地元協議も行い、廃止することといたしました。

議案書59ページをごらんください。

改正条文として、江田島市教育集会所設置及び管理条例は廃止するとし、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 8 5 号

○議長（林 久光君） 日程第 1 6、議案第 8 5 号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 8 5 号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

江田島市海辺の新鮮市場について、東江漁業協同組合を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 8 5 号につきまして御説明をいたします。

本議案は、本年、平成 3 0 年 9 月 3 0 日で指定管理の指定の取り消しとなっております、1 施設につきまして、新たに非公募の方法により指定管理者を指定したいので、提案するものでございます。

議案書 6 1 ページから 6 2 ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、6 1 ページをお願いいたします。

1、施設名及び概要でございます。

名称は、江田島市海辺の新鮮市場でございます。所在地は、江田島町江南 1 丁目 1 番 3 7 号で、平成 1 1 年 1 2 月に設置いたしました。設置目的は、特産品の展示販売等を行うことによりまして、地域の振興を図るものでございます。主な事業内容といたしましては、特産品の展示販売等の観光振興事業、地域住民の交流活動の場の提供、その他でございます。施設規模等は、構造といたしまして、鉄骨づくり 2 階建て、延べ床面積は 3 9 3 . 7 2 平米でございます。

次に、2、指定団体候補者の概要でございます。

団体名は、東江漁業協同組合で、所在地は、江田島町小用 3 丁目 3 番 4 号でございます。

3、指定管理者の業務範囲でございます。

(1) 施設の利用調整に関する業務。(2) 特産品の展示販売等の観光振興事業、地域住民の交流活動の場の提供、そのほか必要な事業。続きまして次のページでございます。6 2 ページをお願いいたします。続きまして、(3) 施設の維持管理及び修繕に関する業務。(4) 利用料金の収受に関する業務、その他、事業目的を達するために必要な業務でございます。

4、指定期間は、平成31年1月1日から平成36年3月31日までの5年3カ月間でございます。

5の指定管理料といたしましては、年間187万8,000円で税込みでございます。

6、選定理由といたしましては、(1)水産物を中心とした特産品の直接販売や食の提供を行うことによりまして、都市との交流や情報発信の基地といたしまして、施設設置目的が効果的に達成できること。(2)季節に応じた特産の魚の仕入れなど漁業協同組合のネットワークが活用できること。(3)といたしまして、施設運営に対します意欲も高く、収支計画も確実性があること。

これらのことから、海辺の新鮮市場につきまして、公募を行わず、指定管理者の候補といたしまして、選定するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(林久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) まず、62ページに6の選定理由というのがございます。6の選定理由の中の(1)水産物を中心とした特産品の直接販売や食の提供等を行うことというのが選定の理由の中に入っております。それでは、61ページをちょっとごらんください。1の施設名及び概要のところですが、主な事業内容として1の特産品の展示販売等の観光振興事業ということで、ここの事業内容の中には食という部分が抜けております。この点についてどのようにお考えか、伺います。

○議長(林久光君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) 食の提供につきましては、本施設の運営のための自主事業として認めておるということでございます。

以上です。

○議長(林久光君) 4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) これ実際に今までは食の提供されておりましたけども、今後もし引き続き食の提供が行われるというふうに理解してよろしいんですね。

○議長(林久光君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) もちろんそのような活動をとということになっております。ここで議決いただければ1月8日からオープンして、観光の起点、食の提供をしていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長(林久光君) ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 86 号

○議長(林 久光君) 日程第 17、議案第 86 号 広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 86 号 広島県市町総合事務組合同規約の変更についてでございます。

広島県市町総合事務組合の構成団体の名称変更に伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、広島県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法第 290 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 86 号につきまして御説明をいたします。

議案書 64 ページに改正条文を、65 ページ、66 ページに新旧対照表を、そして 67 ページに参考資料を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明いたしますので、65 ページをお願いいたします。

右の欄が現行規約、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、別表第 1、別表第 2 の下線部分で、現行の宮島競艇施行組合を宮島ボートレース企業団に改めるものでございます。これは、広島県市町総合事務組合の構成団体でございます宮島競艇施行組合が、名称を宮島ボートレース企業団へ変更することに伴うものでございます。

64 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（林 久光君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 14時10分）